

被告人国選弁護報告書②【裁判員裁判事件】

(書式4-8② H29.10.30版)

弁護士 (登録番号 )

事件番号: 年( )第 号 被告人名:

整理 手続 期日 等	<input type="checkbox"/> 【出頭した】公判前整理手続と刑訴規則178-15の打合せ					
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 【出頭していない】公判前整理手続と刑訴規則178-15の打合せ(途中から選任された場合含む)					
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
<input type="checkbox"/> (出頭した)期日間整理手続 回(整理手続に付された日: )						
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	

そ の 他 の 手 続 期 日 等	<input type="checkbox"/> 刑訴法226条・227条の証人尋問期日 (出頭日: )					
	<input type="checkbox"/> 証拠保全期日(証人尋問 / それ以外の証拠調べ[ ] ) (出頭日: )					
	<input type="checkbox"/> 勾留理由開示期日 (出頭日: )					
	<input type="checkbox"/> その他打合せ等期日 (出頭日: 出頭内容: )					
注	・進行協議など公判に関連する目的でなされた 公判開始後の 三者同席の打合せに限ります (公判開始前の三者同席の打合せは整理手続期日等の欄に記載ください) ・器具の取扱確認、書面提出のみの場合は該当しません。					

\* 裁判員裁判選任手続への立会は、立会時間に記載しないでください(基礎報酬に含まれます)。

出頭日	立会時間 注①該当の場合は予定していた開廷時間を、 注②該当の場合は協議の終了時間を記載ください。 *「実質審理あり」以外の場合は記載不要 ※二重下線部はすべて記入してください。	備考 *下部欄外(注)参照。	公判内容 *出頭した期日の内容に ○をつけてください
例 H29年1月5日	AM <u>10:00</u> ~ <u>12:00</u> 午前休廷( 25 )分 (昼休みは除いて記入してください) PM <u>13:00</u> ~ <u>16:30</u> 午後休廷( 55 )分	※左記のうち注③ 該当( )分 左記立会時間中、注 ①②該当 ①( )分 ②( )分	実質審理 (あり) / なし 判決宣告のみ
1 年 月 日	AM____:____~____:____ 午前休廷( )分 (昼休みは除いて記入してください) PM____:____~____:____ 午後休廷( )分	※左記のうち注③ 該当( )分 左記立会時間中、注 ①②該当 ①( )分 ②( )分	実質審理 (あり / なし) 判決宣告のみ
2 年 月 日	AM____:____~____:____ 午前休廷( )分 (昼休みは除いて記入してください) PM____:____~____:____ 午後休廷( )分	※左記のうち注③ 該当( )分 左記立会時間中、注 ①②該当 ①( )分 ②( )分	実質審理 (あり / なし) 判決宣告のみ
3 年 月 日	AM____:____~____:____ 午前休廷( )分 (昼休みは除いて記入してください) PM____:____~____:____ 午後休廷( )分	※左記のうち注③ 該当( )分 左記立会時間中、注 ①②該当 ①( )分 ②( )分	実質審理 (あり / なし) 判決宣告のみ
4 年 月 日	AM____:____~____:____ 午前休廷( )分 (昼休みは除いて記入してください) PM____:____~____:____ 午後休廷( )分	※左記のうち注③ 該当( )分 左記立会時間中、注 ①②該当 ①( )分 ②( )分	実質審理 (あり / なし) 判決宣告のみ
5 年 月 日	AM____:____~____:____ 午前休廷( )分 (昼休みは除いて記入してください) PM____:____~____:____ 午後休廷( )分	※左記のうち注③ 該当( )分 左記立会時間中、注 ①②該当 ①( )分 ②( )分	実質審理 (あり / なし) 判決宣告のみ
選任前の期日・不出頭期日 _____回(不出頭期日: )			
評議対応	<input type="checkbox"/> 有 *評議の間、在廷を命じられた( 月 日 分間在廷)		

(注) 次の事項がある場合は、休廷時間等であっても、立会時間に含まれます。①前の事件が長引き、開廷が遅れた。②閉廷後に三者で進行協議を行った。③休廷にあたって再開時間を明示しないなど、裁判所によって在廷を事実上命じられた。